

小牧市水道施設等維持管理要領

〔 2 5 小 環 第 1 5 8 号
平成 2 5 年 4 月 1 日 〕

(趣旨)

第 1 条 この要領は、専用水道、簡易専用水道等の水が安全に供給されるようにするため、専用水道、簡易専用水道等の適切な維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 この要領の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 3 条第 6 項に規定する専用水道の水道施設（以下「専用水道」という。）
- (2) 法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道の給水施設（以下「簡易専用水道」という。）
- (3) 法第 1 4 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道（前号に規定する簡易専用水道を除く。）であって、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号）の適用を受けない給水施設（以下「小規模貯水槽水道」という。）
- (4) 法の適用を受けない施設であって、一般の需要に応じて水道により飲料水を供給している給水人口が 1 0 0 人以下の給水施設（以下「飲料水供給施設」という。）
- (5) 法の適用を受けない施設であって、井戸等の自己水によって飲料水を供給している個人住宅、共同住宅及び寮並びに店舗、工場その他の事業所の給水施設（以下「井戸等自己水施設」という。）

(専用水道の検査)

第 3 条 法第 3 9 条第 2 項に規定する専用水道の設置者への検査は、原則として年 1 回以上実施するものとする。ただし、前年度及び当該年度の検査の結果、当該施設の維持管理に不適又は施設の不備により、供給される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれのある施設にあつては、必要に応じた検査回数を実施するものとする。

2 前項の検査は、水道施設等維持管理調査票（様式第 1）、水道施設等検査台帳（様式第 2）及び専用水道施設検査台帳（様式第 3）の項目により行うものとする。

(簡易専用水道の検査)

第4条 市長は、水道事業者及び法第34条の2第2項の規定による登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の協力、実態調査等により簡易専用水道の把握に努めるものとする。

2 市長は、簡易専用水道のうち次の施設の検査を行うものとする。

- (1) 簡易専用水道の設置者又はその利用者から給水される水に異常を認めた旨の報告があった施設
- (2) 簡易専用水道の設置者から施設の管理の不備について報告があった施設
- (3) 登録検査機関の検査を1年以上受検していない施設
- (4) 水道事業者から維持管理上の問題について通報を受けた施設
- (5) 簡易専用水道の開設の届出があった施設その他市長が検査を必要と認めた施設

3 法第39条第3項に規定する簡易専用水道の検査は、小牧市建築物給水施設維持管理要領（平成25年4月1日25小環第159号。以下「維持管理要領」という。）に基づき実施し、簡易専用水道等維持管理調査票（様式第4）及び簡易専用水道台帳（様式第5）の項目により行うものとする。

（小規模貯水槽水道の検査）

第5条 市長は、水道事業者と連携して小規模貯水槽水道の把握に努め、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該小規模貯水槽水道の検査を行うものとする。

- (1) 小規模貯水槽水道の設置者又はその利用者から、給水される水に異常を認めた旨の報告があった場合
- (2) 水道事業者から小規模貯水槽水道の維持管理上の問題について通報を受けた場合
- (3) 新たに把握した小規模貯水槽水道その他市長が検査を必要と認めた場合

2 小規模貯水槽水道の検査は、簡易専用水道等維持管理調査票及び小規模貯水槽水道施設名簿（様式第6）の項目により行うものとする。

（飲料水供給施設の検査）

第6条 市長は、水道事業者と連携して飲料水供給施設の把握に努め、飲料水供給施設の設置を把握したときは、当該施設の検査を行うものとする。

2 飲料水供給施設の検査は、小牧市飲料水供給施設維持管理要領（平成25年4月1日25小環第160号）に基づき実施し、水道施設等維持管理調査票及び水道施設等検査台帳の項目により行うものとする。

（井戸等自己水施設の検査）

第7条 市長は、水道事業者と連携して井戸等自己水施設の把握に努め、井戸等自己水施設の設置を把握したときは、当該施設の検査を行うものとする。

2 井戸等自己水施設の検査は、維持管理要領に基づき実施し、井戸等自己水施設維持管理調査票（様式第7）及び井戸台帳（様式第8）の項目により行うものとする。

3 市長は、水道事業の給水区域内の井戸等自己水施設に対しては、飲料水の水道への転換を促すものとする。

（改善指導）

第8条 市長は、第3条から前条までに規定する検査の結果、施設の維持管理について改善措置が必要と認めたときは、検査結果票（様式第9）により、当該施設の設置者に改善を求めるものとする。

2 市長は、検査の結果、当該施設の維持管理の不適、施設の不備等により、給水される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めたときは、施設の設置者に水道施設・水質改善計画書（様式第10）を提出させるとともに、当該不適、不備等を改善させるものとする。

3 施設の設置者は、前項の改善をしたときは、水道施設・水質改善完了届（様式第11）を市長に提出するものとする。

4 市長は、法第4条に規定する基準に適合しない場合又は簡易専用水道の検査の結果水質に異常を認めたときは、専用水道、飲料水供給施設又は簡易専用水道の設置者に対し、水道施設・水質改善計画書を提出させるものとする。

5 前項の場合において、施設の設置者は、水質が改善されるまで月1回以上水質不適項目及びその関連項目について水質検査を実施するものとし、改善したときは速やかに水道施設・水質改善完了届を市長に提出しなければならない。

6 井戸等自己水施設の水質に異常が判明した場合は、前2項の規定を準用する。

（給水停止等）

第9条 市長は、検査の結果、給水される水が人の健康を害するおそれがあると判明したとき、又は水道事業者等からその旨の通報を受けたときは、直ちに当該施設の設置者に給水を停止させ、当該水を使用することが危険であることを利用者に周知させる等適切な措置を講じさせるものとする。

2 市長は、有害物質を原因とする地下水の汚染により、周辺の飲用井戸施設に対する影響が憂慮される場合は、周辺の飲用井戸使用者に対し、必要に応じて適切な処置を講ずるよう促すものとする。

(水道事業者からの情報提供)

第10条 市長は、水道事業者から貯水槽水道施設の新設、変更、廃止、休止及び再開について情報提供があったときは、簡易専用水道の届出の有無を確認し、当該施設の検査を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。